

人の力が、地域の力。

ふくらは 広報

# くらすて

CONTENTS ~主な内容~ ●1人ひとりにマイナンバーが届きます……2 ●10月1日から乳幼児医療助成拡大……3 ●防災知識……4 ●まちの話題・すくすく日記……5 ●ひろば・広報ぎやらりー・リレーエッセー……6~7 ●ほん大好き……8 ●リハビリテーション科副科長・島津の調子はいかが?……9 ●いきいき健康だより……10 ●国民年金Q&A……11 ●税務のそこが知りたい……12 ●博物館企画展……13 ●くらしの情報……14~19 ●元気になる献立・10月のカレンダー……20

通知カード

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女  
発行日 平成27年10月 NN日

□□市長 A123456789

個人番号カード交付申請書  
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

\* 番号 花子  
氏名

\* ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号  
住所

生年月日\* 平成5年3月31日 性別\* 女

外国人住民の区分\*

在留期間等満了日\*

右欄の点字表記を希望する  
※最大11文字まで(濁点等は1文字)  パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

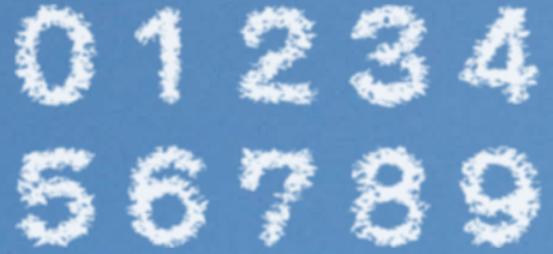
← 左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

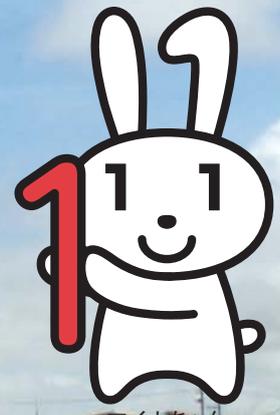
右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01  
3190110000019#

視覚障がい者用  
音声コード



マイナンバー  
通知カードが  
届きます。



マイナちゃん

10 October  
2015  
No.670

10月から順次、住民票を有するすべての人に、1人に1つのマイナンバー(12桁の番号)を通知するカードが送られます。  
(次ページに特集)

10月5日から  
全国一斉

マイナンバー制度導入

# 1人ひとりに マイナンバーが届きます

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策分野のうち、法律や条例で定められた行政手続きにのみ利用されます。これにより、申請時に添付していた書類の省略など、皆さんの負担が軽減されるようになります。また身近なところでは、税や社会保険の手続きのため、勤務先へのマイナンバーの提出等があります。



## 通知カードが送付されます

平成27年10月から順次、住民票を有するすべての人に、1人に1つのマイナンバー(12桁の番号)を通知するカード(通知カード)が送付されます(10月中旬から11月末ごろまで)。このマイナンバーを、平成28年1月から関係窓口での申請書等への記載や住所変更の手続き等で利用できるようになります。「マイナンバー」は今後一生使うものです。通知カードが届いたら、中身を確認して、捨てたり失くしたりすることがないように大切に保管してください。



送付される封筒の表面には赤字で「通知カード・個人番号カード交付申請書 在中」「転送不要」と表記されています(簡易書留で世帯ごとに送付されます)

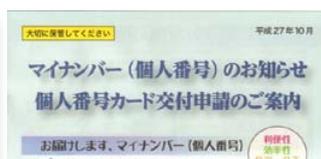
✂ ----- ✂ 封入されているもの ----- ✂



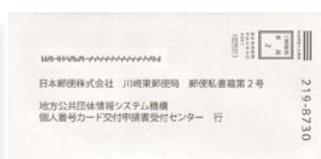
①宛名台紙(問い合わせ先記載あり)



②通知カード+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書+音声コード台紙



③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



④個人番号カード申請書の返信封筒

## 個人番号カードが申請できます

通知カードの下に個人番号(マイナンバー)カード交付申請書が付いています(上記②)。申請された場合には、平成28年1月以降に個人番号カード交付通知書が送付されますので、案内に沿ってカードをお受け取りください(受取場所は鞍手町役場を予定しています)。また、個人番号カード交付時に通知カードは返納となります。

なお、初回の交付手数料は無料です。

	← 比較 →	
紙製	カード様式	プラスチック製(ICチップ内蔵)
なし	顔写真表示	あり
マイナンバーの提示	用途	マイナンバーの提示、本人確認書類、署名用電子証明書(e-Tax)等

### ! “住民基本台帳カード” について

住民基本台帳カードの発行は平成27年12月28日をもって終了となります。現在の有効期限までは利用可能ですが、個人番号カードとの重複所持はできません。

また、今後も電子証明書を利用される場合は、12月23日以降電子証明書の発行・更新・失効が出来ませんので①12月23日までに更新手続きを行う②平成28年1月以降に取得した個人番号カードで電子証明書を利用する、のいずれかの手続きを行ってください。



### 問い合わせは

全国共通ナビダイヤル(いずれも通話料がかかります)

●コールセンター(マイナンバー制度について) ☎ 0570-20-0178

●個人番号カードコールセンター(世帯ごとの通知カード等配送状況について) ☎ 0570-783-578

または役場税務住民課住民係(内線231)、総務課電算係(内線100) ☎ 42-2111 まで